

由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人もお互いを理解し、かけがえのない個人として尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

1 目的

○ この条例は、障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を図り、もって県民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

○ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 障害のある人 身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病

に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

② 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条第七号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。

由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人もお互いを理解し、かけがえのない個人として尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

1 目的

○ この条例は、障害を理由とする差別の解消に関する基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を図り、もって県民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

○ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 障害のある人 身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が

確立していない希少な疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

② 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条第七号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。

※

※

団体説明会意見の反映

③ 社会的障壁 法第二条第二号に規定する、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 基本理念

○ 障害を理由とする差別の解消及び共生社会の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

① 全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な権利を享有するかけがえない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

② 全ての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

③ 全ての障害のある人は、可能な限り、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られ

③ 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

④ 障害の社会モデル 障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁とあいまって生ずるものとする考え方をいう。

⑤ 合理的配慮 障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む。）があつた場合において、当該障害のある人と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施についてなされる必要かつ合理的な配慮をいう。

3 基本理念

○ 障害を理由とする差別の解消及び共生社会の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

① 全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な権利を享有するかけがえない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

② 全ての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

③ 全ての障害のある人は、可能な限り、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られ

※・団体説明会意見の反映

団体説明会意見の反映

※

※

※

ること。

④ 全ての障害のある人は、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

⑤ 障害を理由とする差別の解消は、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、障害、障害のある人及び障害の社会モデル（障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁とあいまって生ずるものとする考え方をいう。）に関する理解（以下「障害等に関する理解」という。）を深めることを基本として推進すること。

4 県の責務

○ 県は、前条に規定する基本理念のつとより、障害を理由とする差別を解消するために必要な体制整備を図るとともに、共生社会の実現に向けた必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

○ 県は、前項の体制整備を図り又は前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村、県民、事業者、障害者団体（障害のある人又はその家族その他の関係者で構成され、障害のある人に対する支援を主な活動とする団体をいう。）その他の関係者と協力し、連携して取り組むものとする。

5 県民及び事業者の責務

○ 県民及び事業者は、基本理念のつとより、障害等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

6 財政上の措置

○ 県は、障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

ること。

④ 全ての障害のある人は、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

⑤ 障害を理由とする差別の解消は、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、障害、障害のある人及び障害の社会モデル

に関する理解（以下「障害等に関する理解」という。）を深めることを基本として推進すること。

4 県の責務

○ 県は、前条に規定する基本理念のつとより、障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた必要な施策を策定し、実施するものとする。

○ 県は、前項の施策を策定し、実施するに当たっては、国、市町村、県民、事業者、障害者団体（障害のある人又はその家族その他の関係者で構成され、障害のある人に対する支援を主な活動とする団体をいう。）その他の関係者と協力し、連携して取り組むものとする。

5 県民及び事業者の責務

○ 県民及び事業者は、基本理念のつとより、障害等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

6 財政上の措置

○ 県は、障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

団体説明会意見の反映

※ 団体説明会意見の反映

※ 団体説明会意見の反映

第二章 障害を理由とする差別の解消のための体制整備

7 障害を理由とする差別の禁止

○ 何人も、障害のある人及びその家族その他の関係者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、これらの者の権利利益を侵害してはならない。

○ 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む。）があつた場合において、当該障害のある人と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

○ 県民は、前項の規定に関し、県又は事業者から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

8 障害を理由とする差別に関する相談

○ 障害のある人及びその家族その他の関係者は、県に対し、法第十四条の規定による障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。

○ 県は、前項の相談があつたときは、次に掲げる業務を行うものとする。

① 相談者に対して、必要な助言及び情報提供を行うこと。

② 当該相談に係る関係者間の必要な調整を行うこと。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

7 障害を理由とする差別の禁止

○ 何人も、障害のある人及びその家族その他の関係者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、これらの者の権利利益を侵害してはならない。

○ 県は、その事務又は事業を行うに当たり、合理的配慮をしなければならない。

○ 事業者は、その事業を行うに当たり、合理的配慮をしなければならない。

○ 県民は、前二項の合理的配慮に関し、県又は事業者から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

8 特定相談

○ 障害のある人及びその家族その他の関係者は、県に対し、法第十四条の規定による障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

○ 県は、特定相談があつたときは、次に掲げる業務を行うものとする。

① 特定相談に応じ、相談者に対して、必要な助言及び情報提供を行うこと。

② 特定相談に係る関係者間の必要な調整を行うこと。

団体説明会意見の反映

※

※

※

協議会・団体説明会意見の反映（特定相談）

③ 関係行政機関への通知その他当該相談の処理のために必要な事務を行うこと。

9 障害を理由とする差別に関する相談の委託

○ 県は、前条第二項各号に掲げる業務を行わせるため、適当と認める者に、当該業務の全部又は一部を委託することができる。

○ 前項の規定による委託を受けた者は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても同様とする。

10 助言又はあつせんの申立て

○ 障害のある人及びその家族その他の関係者は、障害を理由とする差別に関し、事業者による7の第一項又は第二項に係る事案（以下「対象事案」という。）について、8の相談を経ても当該対象事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該対象事案の解決のために必要な助言又はあつせんを求める旨の申立て（以下「助言又はあつせんの申立て」という。）をすることができる。

○ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助言又はあつせんの申立てをすることができない。

① 対象事案が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二百二十三号）の規定に基づき紛争の解決を図ることができるとき。

② 同一の事案について、過去に前項の助言又はあつせんの求めを行ったことがあるとき。

③ 対象事案の発生日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から三年を経過したものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

④ 障害のある人の家族その他の関係者が助言又はあつせんの

③ 関係行政機関への通知その他特定相談の処理のために必要な事務を行うこと。

9 特定相談の委託

○ 県は、特定相談に関する業務を行わせるため、適当と認める者に、当該業務の全部又は一部を委託することができる。

○ 前項の委託を受けた者は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても同様とする。

10 助言又はあつせんの申立て

○ 障害のある人及びその家族その他の関係者は、障害を理由とする差別に関し、事業者による7の第一項及び第三項に係る事案（以下「対象事案」という。）について、特定相談を経ても当該対象事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該対象事案の解決のために必要な助言又はあつせんを求める旨の申立て（以下「助言又はあつせんの申立て」という。）をすることができる。

○ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助言又はあつせんの申立てをすることができない。

① 対象事案が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二百二十三号）に規定する障害のある人に対する差別の禁止に該当するとき。

② 同一の事案について、過去に助言又はあつせんの求めを行ったことがあるとき。

③ 対象事案の発生日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から三年を経過したものであるとき。

④ 障害のある人の家族その他の関係者が助言又はあつせんの

※

※

※

協議会・団体説明会意見の反映

11 申立てを行う場合において、当該助言又はあつせんの申立てが当該障害のある人の意に反するとき。
事実の調査

○ 知事は、助言又はあつせんの申立てがあつたときは、当該助言又はあつせんの申立てに係る対象事案に係る事実の調査を行うものとする。

○ 前項の対象事案の当事者（当該対象事案に関し、助言又はあつせんの申立てを行った者及び7の第一項又は第二項の規定に違反する取扱いを行ったとされる事業者をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。
助言又はあつせん

12 ○ 知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当事者に対し、その対象事案の解決のための助言を行い、又は委員会（19の第一項に規定する委員会をいう。以下本条及び次条において同じ。）にあつせんを行うよう求めるものとする。

○ 委員会は、前項の規定によるあつせんの求めがあつたときは、その対象事案を解決するため、あつせんを行うものとする。ただし、当該対象事案の性質上あつせんを行うことが適当でないとき、この限りでない。

○ 委員会は、あつせんのために必要があると認めるときは、第一項の規定によるあつせんの求めがあつた対象事案に係る対象事案関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

○ 委員会は、必要があると認めるときは、知事に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

○ 対象事案関係者は、正当な理由がある場合を除き、第三項の規定による調査（第四項の規定により知事がその全部又は一部

11 申立てを行う場合において、当該申立てが当該障害のある人の意に反するとき。
事実の調査

○ 知事は、助言又はあつせんの申立てがあつたときは、対象事案に係る事実の調査を行うものとする。

○ 対象事案の当事者（助言又はあつせんの申立てを行った者及び当該申立てにおいて7の第一項及び第二項の規定に違反する取扱いを行ったとされた事業者をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。
助言又はあつせん

12 ○ 知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当事者に対し、対象事案の解決のための助言を行い、又は委員会（15の第一項に規定する委員会をいう。以下本条及び次条において同じ。）にあつせんを行うよう求めるものとする。

○ 委員会は、前項の規定によるあつせんの求めがあつたときは、対象事案を解決するため、あつせんを行うものとする。ただし、当該対象事案の性質上あつせんを行うことが適当でないとき、この限りでない。

○ 委員会は、あつせんのために必要があると認めるときは、第一項の規定によるあつせんの求めがあつた対象事案に係る対象事案関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

○ 委員会は、必要があると認めるときは、知事に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

○ 対象事案関係者は、正当な理由がある場合を除き、第三項の規定による調査（第四項の規定により知事がその全部又は一部

を行う場合を含む。次条において同じ。）に協力しなければならない。

○ 委員会は、第一項の規定によるあつせんの求めがあつた対象 事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当該対象事案の当事者に提示するものとする。

○ あつせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。

- ① あつせんにより対象事案が解決したとき。
- ② あつせんによつては対象事案の解決の見込みがないと認めるとき。

○ 委員会は、第二項の規定によりあつせんを行わないこととしたとき又は前項の規定によりあつせんを終了したときは、当事者にその旨を通知するとともに、知事に当該助言又はあつせんの申立てへの対応結果を報告するものとする。

13 勧告

○ 委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

① 前条第二項の規定によりあつせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由なく、あつせん案を受諾せず、又は受諾したあつせん案に従わないとき。

② 当該事業者が、正当な理由なく前条第三項の規定による調査を拒んだとき。

③ 当該事業者が、前条第三項の規定による調査に対し、虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき。

○ 知事は、前項の規定による勧告の求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

14 事実の公表

○ 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が正当

を行う場合を含む。次条において同じ。）に協力しなければならない。

○ 委員会は、対象 事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当該対象事案の当事者に提示するものとする。

○ あつせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。

- ① あつせんにより対象事案が解決したとき。
- ② あつせんによつては対象事案の解決の見込みがないと認めるとき。

○ 委員会は、第二項の規定によりあつせんを行わないこととしたとき又は前項の規定によりあつせんを終了したときは、その旨を 知事に 報告するものとする。

13 勧告

○ 委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

① 前条第二項の規定によりあつせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由なく、あつせん案を受諾せず、又は受諾したあつせん案に従わないとき。

② 当該事業者が、正当な理由なく前条第三項の規定による調査を拒んだとき。

③ 当該事業者が、前条第三項の規定による調査に対し、虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき。

○ 知事は、前項の規定による勧告の求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

14 事実の公表

○ 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が正当

※

団体説明会意見の反映

※

な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができない。

○ 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができない。

○ 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りではない。

15 宮城県障害のある人の相談に関する調整委員会

○ 12の規定によるあつせん及び13の第一項の規定による勧告の求めに係る事務を行わせるため、知事の附属機関として、宮城県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

○ 委員会は、知事が任命する十名以内の委員で組織する。

○ 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- ① 障害を理由とする差別の解消に関し学識経験を有する者
- ② 障害のある人又はその家族
- ③ 障害のある人の福祉に関する事業に従事する者
- ④ 事業者又は事業者により構成される団体の役職員
- ⑤ 関係行政機関の職員
- ⑥ 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

○ 委員の任期は二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○ 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

○ 前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

16 市町村条例との関係

○ 知事及び委員会は、助言又はあつせんの申立てに係る事案であつて、市町村が当該事案の解決又は改善を図ることを目的として12の第一項の規定による助言若しくはあつせん、13の第一

※

※ ※

第三章 共生社会の実現に向けた施策

15| 啓発活動

○ 県は、基本理念にのっとり、県民の障害等に関する理解を深めるための啓発、知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

16| 教育の推進

○ 県は、学校教育において、障害等に関する理解について、正しい知識を得るための教育が行われるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

17| 交流の推進

○ 県は、障害のある人及び障害のない人の交流を積極的に促進し、相互理解を推進するものとする。

18| 情報保障の推進

○ 県は、市町村、県民及び事業者等において、障害の特性に応じた多様な意思疎通等の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

○ 県は、手話通訳、点訳、盲ろう通訳介助、要約筆記その他の方法により障害のある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者（以下「意思疎通支援者」という。）の養成、確保及び技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

○ 県は、障害のある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害のある人に配慮した方法によって情報の提供を行うものとする。

項の規定による勧告又は14の第一項の規定による公表に準ずる行政指導その他の行為をし、又は当該行為をするための手続に着手したものについては、12の第一項の規定による助言若しくはあつせん、13の第一項の規定による勧告又は14の第一項の規定による公表は行わないものとする。

第三章 共生社会の実現に向けた施策

17| 啓発活動

○ 県は、基本理念にのっとり、県民の障害等に関する理解を深めるための啓発、知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

18| 教育の推進

○ 県は、学校教育において、障害等に関する理解について、正しい知識を得るための教育が行われるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

19| 交流の推進

○ 県は、障害のある人及び障害のない人の交流を積極的に促進し、相互理解を推進するものとする。

20| 情報保障の推進

○ 県は、市町村、県民及び事業者等において、障害の特性に応じた多様な情報提供の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

○ 県は、手話通訳、点訳、盲ろう通訳介助、要約筆記その他の方法により障害のある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者（以下「意思疎通支援者」という。）の養成及び技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

○ 県は、障害のある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害のある人に配慮した方法によって情報の提供を行うものとする。

団体説明会意見の反映

※・団体説明会意見の反映

第四章 障害のある人の相談に関する調整委員会

19 設置

○ 12の規定によるあつせん及び13の第一項の規定による勧告の求めに関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として、障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

20 組織等

○ 委員会は、十人以内で組織する。

○ 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- ① 障害を理由とする差別の解消に関し学識経験を有する者
 - ② 障害のある人
 - ③ 障害のある人の家族
 - ④ 障害のある人の福祉に関する事業に従事する者
 - ⑤ 事業者又は事業者により構成される団体の役職員
 - ⑥ 関係行政機関の職員
 - ⑦ 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

21 委員の服務

○ 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

22 会長及び副会長

○ 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

○ 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

○ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

※（第四章）

協議会・団体説明会意見
の反映

23 会議

- 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

○ 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

24 委任

- この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第五章 雑則

25 市町村の条例との関係

- 知事及び委員会は、助言又はあつせんの申立てに係る事案であつて、市町村が当該市町村の条例により当該事案の解決又は改善を図ることを目的として12の第一項の規定による助言若しくはあつせん、13の第一項の規定による勧告又は14の第一項の規定による公表に準ずる行政指導その他の行為をし、又は当該行為をするための手続に着手したものについては、12の第一項の規定による助言若しくはあつせん、13の第一項の規定による勧告又は14の第一項の規定による公表は行わないものとする。

26 委任

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

27 罰則

- 9の第二項又は21の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

第四章 雑則

- 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

○ 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

24 委任

- この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第五章 雑則

25 市町村の条例との関係

- 知事及び委員会は、助言又はあつせんの申立てに係る事案であつて、市町村が当該市町村の条例により当該事案の解決又は改善を図ることを目的として12の第一項の規定による助言若しくはあつせん、13の第一項の規定による勧告又は14の第一項の規定による公表に準ずる行政指導その他の行為をし、又は当該行為をするための手続に着手したものについては、12の第一項の規定による助言若しくはあつせん、13の第一項の規定による勧告又は14の第一項の規定による公表は行わないものとする。

21 規則への委任

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

22 罰則

- 特定相談及び調整委員会の守秘義務に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

※

※

※

<p>1 施行期日</p> <p>○ この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、19から24までの規定は、同年七月一日から施行する。</p> <p>2 準備行為</p> <p>○ 委員会の委員の選任のために必要な行為その他委員会の設置のため必要な準備行為は、19から24までの規定の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 検討</p> <p>○ 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律</p> <p>その他の関係法令の施行状況、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>1 施行期日</p> <p>○ この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、10から16までの規定は、同年七月一日から施行する。</p> <p>2 準備行為</p> <p>○ 委員会の委員の選任のために必要な行為その他委員会の設置のため必要な準備行為は、10から16までの規定の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 検討</p> <p>○ 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）その他の関係法令の施行状況、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>※</p>
--	---	----------